

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 6 月 8 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）において、行政機関（大阪市淀川区役所）には、「合理的配慮」の提供が法的義務として課されている。「合理的配慮」の本質は、当事者と行政が互いの立場を尊重し、双方向で知恵を出し合う「建設的対話（対話的プロセス）」にある。しかしながら、大阪市淀川区役所の職員らは、役所側のルールを一方的に押し付ける「単なる説明（一方通行）」に終始し、「合理的配慮」の提供という法的義務を全く果たしていない。

さらに、同職員らは、正当な主張を行う市民を「話を聞かないクレーマー」と故意に認定し、組織的に孤立・排除させる対応をとっている。これは精神的虐待（ハラスメント）であり、地方公務員法第 30 条（全体の奉仕者）および第 33 条（信用失墜行為の禁止）に著しく違反する。

このような違法状態にある職員らに対し、何ら是正指導を行わずに公金（人件費）を支払い続ける大阪市の行為は、裁量権の著しい逸脱・濫用である。

また、同職員らは、請求人からの正当な苦情や対話の要求に対し、実質的な内容を一切含まない形式的な「ゼロ回答（対話拒絶の通知）」の公文書作成に労力を費やしている。自らの不作為や隠蔽を正当化するアリバイ作りのためだけに公文書を作成・発行することは、公務の著しい私物化であり、職務権限の濫用である。

以上のような同職員らの不当な職務執行に対して支払われた人件費や、「ゼロ回答」の公文書の発行・郵送等に要した経費一式は、大阪市の直接的な財務上の損害である。

よって、同職員らに法に則った正当な「合理的配慮」の対話の場を設けさせること、違法な職務執行等に関与した職員らの人件費の返還を求めること等の必要な措置を講じることを求める。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、大阪市（淀川区役所）職員らによる市民対応について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や地方公務員法等の規定に違反しており、そのような職員らに対する人件費、すなわち給与の支出は、裁量権の著しい逸脱・濫用であって、違法又は不当であること、また、同職員らによる公文書の作成・発行は職務権限の濫用であり、当該公文書の作成・発行に係る人件費、すなわち給与やその他経費一式の支出は違法又は不当である旨を主張するものと解される。

上記の各主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのが問題となる。

この点、請求人は、市民対応や公文書の作成・発行という職員の事務処理の適否を主張するものであり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為の違法不当性を主張するものではない。

また、請求人は、職員らに対する給与の支出が「裁量権の著しい逸脱・濫用」であるとも主張しているが、大阪市職員に関する給与の取扱い等について定めた「職員の給与に関する条例」（昭和31年大阪市条例第29号）違反に関する具体的な事実の提示もない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは言えず、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。